

資料 2 - ①

在留カード等に係る
氏名の表記について
(法務省提供資料)

在留カード等の氏名の漢字の取扱いについて(案)

在留カード等の氏名表記に関する一般原則

在留カード等(特別永住者証明書を含む。以下同じ。)の氏名については、**原則としてアルファベットで表記**することとしている。

(参考)平成21年6月30日参議院総務委員会

○磯崎陽輔委員

在留カードと同じように取り扱うということでありませうけれども、今言ったように漢字表記ということもあり得るのではないかと、あつた方がいいのではないかと私は思うんですが、法務省の方はいかがお考えですか。

○高宅茂政府参考人(法務省大臣官房審議官(当時))

これら漢字圏の方々の氏名をどのように記録するか、あるいは在留カードにどのように記載していくかにつきましては、今申し上げましたアルファベットの記載が原則であるとは考えておりますが、委員御指摘の点も踏まえつつ、総務省と協力して検討したいと考えております。

漢字圏の外国人の氏名表記に関する市区町村等の意見

漢字圏の外国人の氏名表記に関しては、上記国会審議のほか、市区町村や外国人有識者から**漢字表記への一定の配慮を求める意見**が出てきている。

(参考)入管法等改正法説明会における市区町村の意見等(例)

○平成21年4月8日 静岡県浜松市での説明会

今まで外国人登録に際し、漢字で氏名表記をしていた者が、今後、英字表記となることで支障が生じるのではないかと。

○平成21年5月26日 東京都港区での説明会

在留カードはローマ字のみを使用すると聞いており、様々な問題が生じるのではないかと。

(参考)外国人台帳制度に関する懇談会(平成20年6月16日)における外国人有識者の意見

○段躍中氏(日中交流研究所所長・日本僑報社編集長)

少なくとも中国人は漢字の氏名が望ましい。漢字表記にアルファベットを併記できれば理想。

○李洙任氏(龍谷大学経営学部教授)

最近の韓国人に限って言えば、漢字名を持っていない人もおり、原則アルファベットでもよいのではないかと。

中国人については、旅券どおりにアルファベットと中国人の漢字を書かないと違和感があるし、その方が正確ではないかと。

在留カード等の氏名の漢字表記に関する基本方針

- 1 アルファベットの氏名表記を原則としつつ、新制度における市区町村との連携を考慮し、併せて、漢字氏名を入管DBで扱うこととし、在留カード等に記載（原則としてアルファベットとの併記）できることとする。
- 2 在留カード等に漢字表記（原則としてアルファベットとの併記とし、正字で記載する。）された場合、アルファベットと同様に入管法上の氏名として扱う。したがって、表記された漢字氏名に変更が生じた場合も変更届出の義務が生じる。
- 3 市区町村や地方入管局の窓口等で1及び2の外国人への周知徹底を図っていく。

在留カード(例)
ZHANG YULIAN
張玉蓮



英字
漢字(正字) } 併記